

## 序章 都市計画マスタープランの位置づけ等

### 序-1 都市計画マスタープランの位置づけ

#### (1) 都市計画とは

都市は、多くの人々が住み、働き、憩うところであり、安全で、快適な都市生活及び機能的な都市活動を計画的に誘導し、秩序ある住みよい街を確保するために「都市計画」が必要となります。この都市計画の実現に向け、自然環境や農林漁業との健全な調和を図りつつ、都市全体のあり方を決定していきます。

都市計画では、土地の使い方や建物の建て方のルールをはじめ、まちづくりに必要な道路、公園、下水道などの施設計画などを総合的に定め、“都市計画法”に基づいて運用していきます。

《都市計画に定められる事項》

- 適正な土地利用の規制・誘導
- 道路、公園、下水道、ごみ処理場などの都市施設の計画、事業
- 土地区画整理事業、市街地再開発事業などの市街地開発事業

また、このような都市計画を定めることができる『都市計画区域』は、次のような都市の区域に指定することができます。

都市の自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域

#### (2) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法の改正の際に定められた制度で、各市町村が都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めます。都市計画マスタープランに定められる内容と特徴は、次のとおりです。

##### ●むつ市のまちづくりの理念や都市計画の目標

概ね20年後の長期的な展望に立った「目指すべきまちの姿」を描き、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を示すものであり、まちづくりを総合的、計画的に推進するための指針となります。

##### ●地域の特性を活かした計画づくり

都市計画マスタープランは、市自らが策定するものであり、地域の特性を活かしていくことや固有の問題点に対応した計画づくりが求められます。反面、地域分権型社会に移行しつつある中で、都市計画制度の運用は、市自らの判断と責任を持って進める必要があり、そのための重要な計画となります。

##### ●市の全体構想と地域別構想

都市計画マスタープランの構成は、市全体の構想と地域特性を十分に踏まえた地域別構想の2つの計画で構成されます。

##### ●住民参加の計画策定

策定にあたっては地域住民の意見、意向を取り込んでいくことが重要とされており、住民参加によって計画を策定していくことが都市計画法に定められています。

このため、むつ市では計画策定の過程で、公開勉強会、陸奥の国のまちづくりワークショップの開催やアンケート調査を実施して意見や意向を伺い、さらに、これらのご意見をもとに策定した本計画素案を広く市民に公表して、意見を求めています。

## ●他の計画との整合性

むつ市のまちづくりに関する構想、計画には、『むつ市長期総合計画』『新市まちづくり計画』などがあり、これらの計画のうち土地利用や都市施設づくりの分野を都市計画マスタープランが受け持ち、より方向性を具体化していきます。

また、この都市計画マスタープランに即して「緑の基本計画」や「景観計画」、「国土利用計画」など、個別の計画が整理されることとなります。ただし、都市計画マスタープランは、あくまでも都市づくりの基本方針を定めるものであり、個別・具体の都市計画決定の詳細（土地利用や建築物の制限の内容など）や事業計画（道路・公園・下水道の整備など）を定めるものではありません。

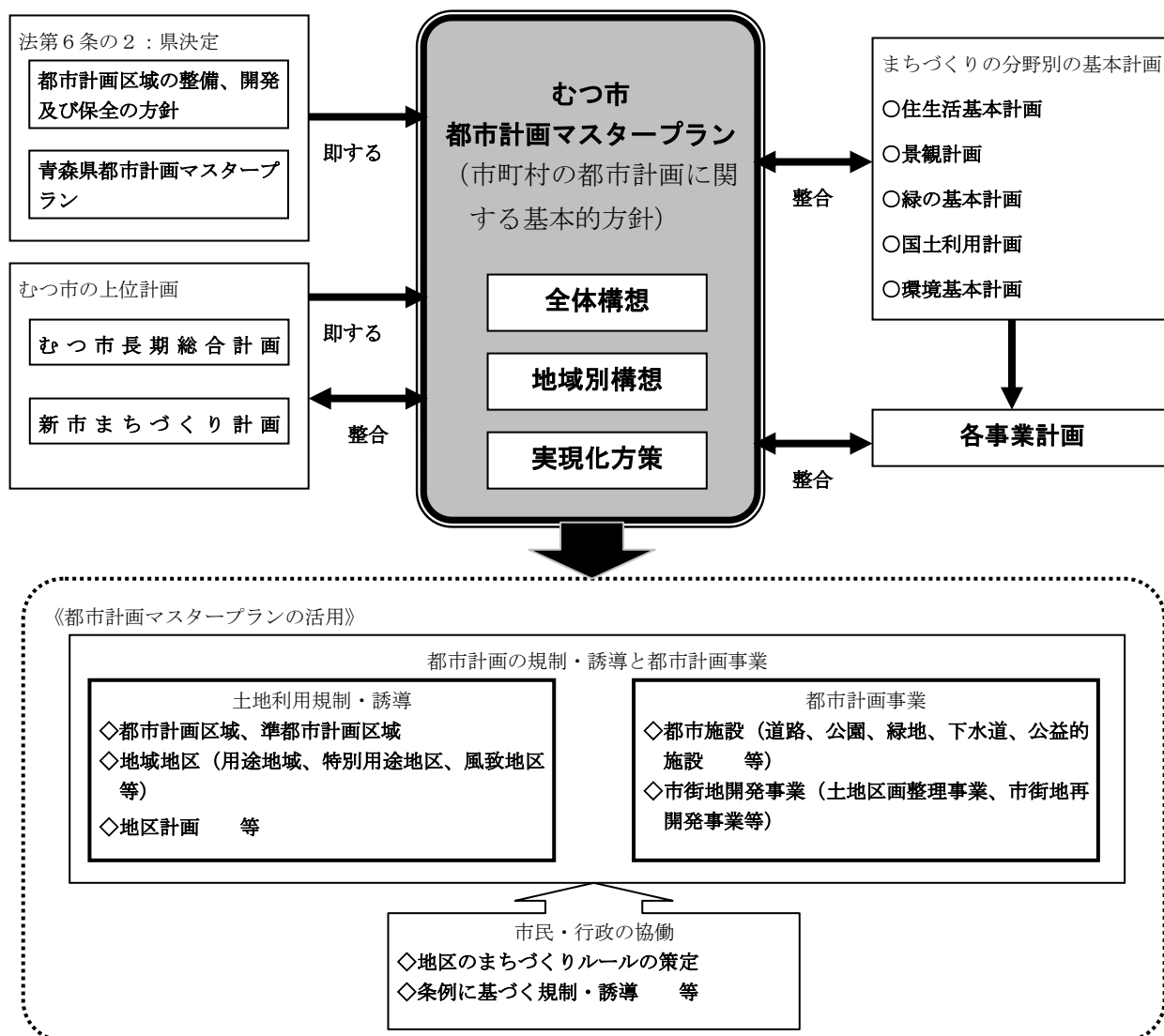


図 計画の体系

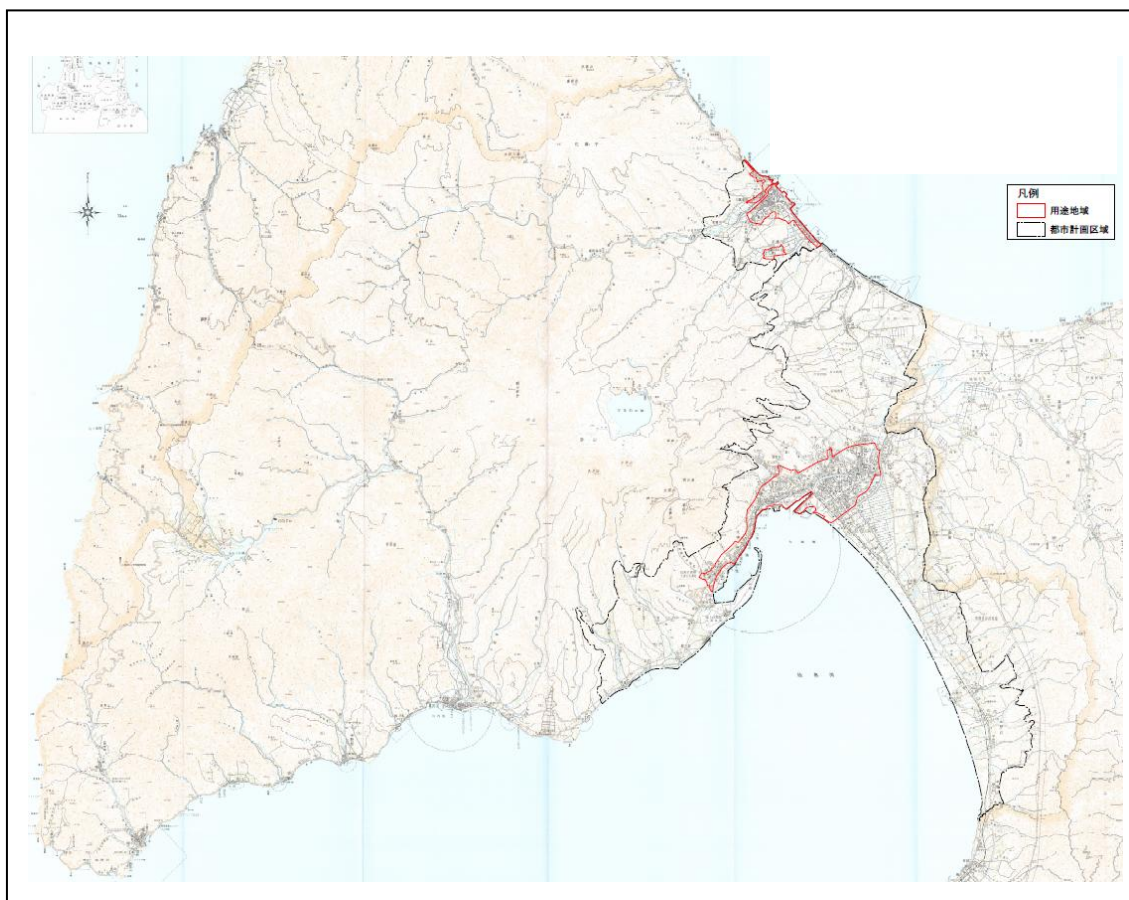
## 序ー2 対象区域、目標年次

### (1) 都市計画マスタープランの対象区域

都市計画マスタープランの対象区域は、むつ市内の都市計画区域を基本としますが、必要に応じて市全域を含めるものとします。

表 本市の都市計画区域の概要

都市計画区域名称	旧市町名	規模 (ha)	旧行政区域 (ha)
むつ都市計画区域	むつ市	14,405	24,589
大畑都市計画区域	大畑町	1,416	23,563



図一 むつ市の都市計画区域

### (2) 目標年次

本計画が目指す目標年次は、策定年次より概ね20年後の平成42年とします。また、必要に応じて見直しを図ることとします。

序-3 策定内容

むつ市都市計画マスタープランの策定における調査・検討は以下のとおりです。

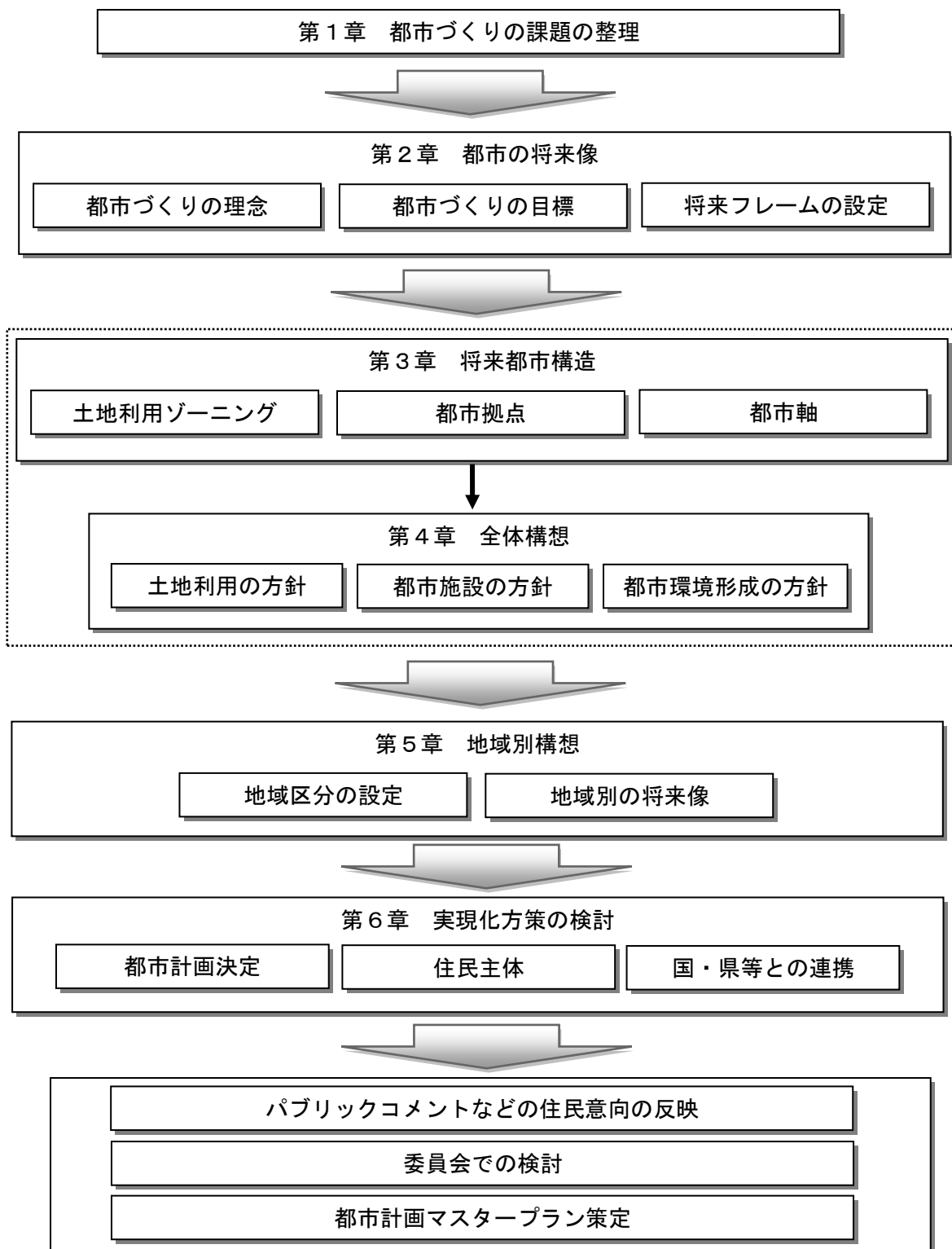


図 策定フローチャート